浜岡原子力発電所3号機 非常用ディーゼル発電機(A)の動作不能に伴う措置について(続報) (運転上の制限逸脱からの復帰)

平成 19 年 9 月 27 日

【今回お知らせする内容】

原因

周波数調整に係る機器の外観点検や動作確認を実施した結果、調速機(1)に付属しているガバナモータの不具合であることが判明しました。

対応状況

ガバナモータを含め調速機全体を、保有していた予備品へ取り替え、周波数調整が可能となりました。

9月26日、非常用ディーゼル発電機(A)が動作可能(使用できる状態)であること確認し、同日午後10時30分、運転上の制限逸脱からの復帰を宣言しました。

【これまでにお知らせした内容】

(平成19年9月19日お知らせ済み)

対象号機

3号機 (定格熱出力一定運転中)

:沸騰水型、定格電気出力110万キロワット

発生年月日

平成19年9月18日

発生時の状況

平成19年9月18日午後3時51分、非常用ディーゼル発電機(A)(2)について、原子炉施設保安規定(3)に基づ〈月1回の定期試験を実施したところ、非常用ディーゼル発電機(A)は起動したものの、非常用高圧母線に並列するための準備である周波数の調整ができないことを確認しました。このため、非常用ディーゼル発電機(A)は動作不能(使用できない状態)

このため、非常用ティーセル発電機(A)は動作不能(使用できない状態)であると判断し、午後4時17分に原子炉施設保安規定で定める運転上の制限からの逸脱を宣言しました。

本事象による3号機の運転への影響はなく、安定に運転を継続しています。

放射能の影響

本事象による外部への放射能の影響はありません。

原子炉施設保安規定で定められる「非常用ディーゼル発電機が1台動作不能の場合」に要求される措置は、以下のとおりです。

速やかに残り2台ある非常用ディーゼル発電機および原子炉隔離冷却系(4)が動作可能であることを確認する。

10日以内に当該非常用ディーゼル発電機が動作可能な状態に復旧したことを確認する。

対 応

【 について】

非常用ディーゼル発電機(B)、非常用ディーゼル発電機(H)と原子炉隔離冷却系の動作確認を実施し、いずれも動作可能であることを確認しました。

【 について】

今後、原因調査を行い必要な修理を行ってまいります。

原因

周波数の調整ができな〈なった原因について調査中です。

お知らせ基準

「表1-1 原子炉施設の故障により原子炉施設保安規定で定められた運転上の制限を逸脱したとき。」に該当します。

- 1 調速機は、ディーゼル機関に供給される燃料を調整し、回転速度を調節するための機械で、ガバナモータと油圧リンク機構から構成されています。
- 2 非常用ディーゼル発電機は、外部からの電源供給が停止した場合等に自動的に起動し、主要な機器(非常用炉心冷却系ポンプ等)に電力を供給する非常用の発電機で、3号機では(A)、(B)、(H)の3台あります。なお、通常はいつでも起動できるよう待機(停止)状態としています。
- 3 原子炉施設保安規定では、原子炉の状態が運転において、3台の非常用ディーゼル発電機が 動作可能であることを要求しています。

原子炉施設保安規定は、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項を定めたもので、国の認可を受けています。

4 原子炉が隔離され、通常の原子炉への給水が使用不能な場合に、原子炉へ給水を行い、原子炉水位を維持して炉心の冷却を確保する系統です。原子炉隔離冷却系ポンプは主蒸気の一部を専用のタービンにより駆動します。

以上

非常用ディーゼル機関概略図



